

公益社団法人 日本軽種馬協会

種馬場遠隔地種付牝馬輸送費及び飼養管理費助成事業実施要領

23 日軽協第 220 号

平成 23 年 4 月 1 日

社団法人 日本軽種馬協会

(一部改正)

24 日軽協第 6 号

平成 24 年 1 月 4 日

公益社団法人 日本軽種馬協会

第 1 事業目的

公益社団法人日本軽種馬協会(以下「協会」という。)は、協会が供用する種牡馬配置の地域差を補完するため、協会種馬場に繋養する種牡馬に種付するため繁殖牝馬をその繋養地から長距離輸送し、また種付滞在地に留まり飼養管理した場合、当該馬の所有者に対しその輸送費及び飼養管理費を助成し、もって種馬事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第 2 定義

この要領において以下の定義を行う。

- (1)種馬場種牡馬とは、協会種馬場に繋養する種牡馬とする。
- (2)種付滞在地とは、別表 1 で規定する種馬場に種付のために輸送された繁殖牝馬を飼養する地域とする。
- (3)飼養管理者とは、自己が所有する繁殖牝馬を自ら飼養する者又は繁殖牝馬の所有者から繁殖牝馬の飼養管理を委託された者とする。
- (4)受託管理者とは、繁殖牝馬を種付のために飼養する場所で飼養管理する者とする。
- (5)指定団体とは、協会が指定する助成対象馬の繋養地の団体とする。

第 3 助成対象馬

助成対象馬は、種馬場種牡馬に種付するため繋養地である別表 1 の助成対象地域と種付滞在地の間を輸送され、また種付滞在地に留まり飼養管理された繁殖牝馬とする。

2 前項にかかわらず、次の繁殖牝馬は助成の対象としない。

- (1)返還特約及び受胎条件で種付し種付料支払期限が過ぎても種付料と遅延損害金の支払が完了していない繁殖牝馬。
- (2)公益社団法人日本軽種馬協会種牡馬配合・種付規程第 1 4 条(3) 4) の別紙様式

第 9 号「受胎報告書」並びに別紙様式第 10 号「不受胎報告書」の提出がない繁殖牝馬。

- (3)公益社団法人日本軽種馬協会種付権利無償贈呈実施要領の第 4、第 5、第 6 に関する種付権利で種付した繁殖牝馬。
- (4)その他の無償により種付した繁殖牝馬。

第 4 非助成対象者

協会が供用する種牡馬の種付料が未納となっている繁殖牝馬の所有者は助成対象者としなない。

第 5 配合変更に伴う助成対象取扱

配合変更に伴う本事業での取り扱いは次のとおりとする。

- (1)助成対象馬が種馬場種牡馬を種付し、その後所有者の都合で種馬場種牡馬以外の種牡馬を種付した場合は、その種付以降の輸送費と飼養管理費は対象としなない。
- (2)助成対象馬が種馬場種牡馬を種付し、その後協会側の理由で種馬場種牡馬以外の種牡馬を種付した場合は、輸送費及び種馬場以外の種牡馬を種付する日までの飼養管理費を助成対象とする。

第 6 輸送費助成金額

協会は予算の範囲内で次の助成を行うものとする。

- (1)輸送費は当該年度において助成対象馬 1 頭につき 1 回の交付とし、助成金額は別表 1 に記載された金額とする。
- (2)繋養地から種付滞在地以外に滞在し、種馬場種牡馬を種付した場合の輸送費は、繋養地から種付を行う協会種馬場までの輸送費とする。
- (3)助成対象馬がその繋養地に帰着しない場合は、助成金額の半額とする。
- (4)初供用馬が競馬場、トレセン、休養地等から種付滞在地に輸送され、種付後に種付年度の 11 月までに繋養地まで帰着した場合は、助成金額は半額とする。

第 7 飼養管理費助成金額

飼養管理費は、当該年度において助成対象馬 1 頭につき 1 回の交付とし、助成金額は 1 日につき 3,500 円とする。

助成対象期間は種付滞在地に到着の翌日から出発日までとし、30 日を上限とする。

第 8 申請手続等

輸送費及び飼養管理費助成の申請は所有者が行うものとする。

(1)輸送費及び飼養管理費助成申請は、別紙様式第 1 号により、輸送及び飼養管理が行われた当該年の 11 月末までに指定団体に行うものとする。

ただし、助成対象馬の繋養地に指定団体が存在しない場合の申請は、別紙様式第 2 号により協会に行うものとする。

(2) (1)により申請を受けた指定団体は、別紙様式第 3 号により申請書を取りまとめ協会に進達するものとする。

(3)協会は指定団体を通じ助成金を交付する。指定団体は別紙様式第 4 号により事業終了後に申請者の受領書を添えて協会に報告するものとする。

ただし、別紙様式第 2 号による申請の場合は、協会は助成金を申請者に直接交付する。申請者は別紙様式第 5 号により事業終了後に協会に報告するものとする。

第 9 附帯事務費

協会は、指定団体に対して助成対象馬 1 頭につき 3,000 円を附帯事務費として交付する。

第 10 協会会長はこの要領に定めるもののほか、必要な事項について別に定めることができるものとする。

附 則 この要領は平成 19 年 2 月 16 日から実施し、平成 19 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 遠隔地種付牝馬輸送費助成事業実施要領は、平成 18 年 12 月 31 日をもって廃止する。

附 則 平成 19 年 12 月 21 日、別表 1 改定。

附 則 平成 22 年 7 月 1 日、別表 1 改定。

附 則 この要領は平成 22 年 12 月 13 日から実施し、平成 22 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は平成 23 年 4 月 1 日から実施し、平成 23 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 この要領は公益社団法人日本軽種馬協会設立の登記日から実施する。
(平成 24 年 1 月 4 日)

附 則 この要領は平成 24 年 12 月 18 日から実施する。

附 則 この要領は平成 25 年 3 月 1 日から実施し、平成 25 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 平成 27 年 2 月 3 日、別表 1 改定。

附 則 この要領は平成 28 年 2 月 2 日から実施する。

附 則 この要領は平成 30 年 4 月 5 日から実施し、平成 30 年 2 月 10 日から適用する。